

## 地熱フロンティアプロジェクト丸森地域協議会規約

(趣旨)

第1条 丸森地域に賦存する地熱資源の調査について、地域住民、有識者及び関連団体等で調和を図りながら計画を促進するため、地熱フロンティアプロジェクト丸森地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 丸森地域での地熱調査計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地熱調査計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の組織は、委員、アドバイザー、オブザーバー及び事務局で構成する。

- 2 協議会において、地熱フロンティアプロジェクト丸森地域協議会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。
- 3 協議会の事務局は、別表第1に掲げる者とする。
- 4 協議会の委員は、別表第2に掲げる者とし、事務局が委嘱するものとする。
- 5 協議会の委員は、前項に掲げる者のほか、事務局が必要と認める者については新規に委嘱するものとする。
- 6 委員の任期は、承諾日から令和10年3月31日とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(アドバイザー)

第4条 協議会に地熱調査計画に関して指導、助言を行うアドバイザーを置くことができる。

- 2 協議会のアドバイザーは、別表第3に掲げる者とし、事務局が委嘱するものとする。
- 3 協議会のアドバイザーは、前項に掲げる者のほか、事務局が必要と認める者については新規に委嘱するものとする。
- 4 アドバイザーの任期は、委員の任期の例による。

(オブザーバー)

第5条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 協議会のオブザーバーは、別表第4に掲げる者とし、事務局が委嘱するものとする。

3 協議会のオブザーバーは、前項に掲げる者のほか、事務局が必要と認める者については新規に委嘱するものとする。

4 オブザーバーの任期は、委員の任期の例による。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて事務局が招集する。

2 事務局が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(謝金)

第7条 協議会の委員、アドバイザーには、謝金等を支給するものとする。

2 ただし、協議会の委員、アドバイザーが辞退した場合は、この限りでないものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、事務局が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和8年2月3日から施行する。